

国立大学法人東京外国語大学研究活動に関する研究者行動規範

平成27年3月24日制定

国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）は、研究の自由と主体的な判断に基づく研究活動を保障するとともに、学術研究に対する社会からの信頼と負託に応える重大な責務を有する。

本学は、本学において研究活動を行うすべての研究者（以下「研究者」という。）が、社会に対する説明責任を果たし、健全な研究活動の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するため、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改訂）を準拠し、ここに「研究活動に関する研究者行動規範」を定める。

（研究者の責任）

第1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を生かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢・行動）

第2 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うと共に、常に正直、誠実に判断し、適切に行動する。

（研究者としての自覚）

第3 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有すると共に、研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

第4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（公正な研究活動）

第5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じての功績の認知を得ると共に責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(他者との関係)

第7 研究者は、他の研究者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(個人情報保護)

第8 研究者は、研究活動のために収集した資料、情報、データ等により得られた個人情報については、プライバシー保護の重要性を十分認識のうえ、適正に取り扱う。

(差別・ハラスメントの排除)

第9 研究者は、個人の人格、人権を尊重し、研究活動において起こり得るあらゆる形態の差別及びハラスメントを起こさない。また、立場や権限を利用して、その指示や指導等を受ける者に対し、支援や協力を強いる等の不当な行為は行わない。

(法令・規則等の遵守)

第10 研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、法令や関係規則等を遵守する。